

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第2次提案追加分)

注)「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
101	海岸地域における地方公共団体と都道府県警察が協議して定めた計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	一般交通の用に供する特殊な海岸地域(一般的な自動車が無理なく通行可能な砂浜等)において都道府県警察が市町村等と協議して定めた計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。	警察庁
102	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。	警察庁
103	ロボットの歩道における歩行実験のための道路使用の容認	道路交通法第77条第1項	特区内の実道における歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化するため、都道府県公安委員会規則の所要の改正を行うよう都道府県警察に通達を発出する。	警察庁
203	国立大学教員等の民間企業との勤務時間内兼業の容認(株式会社等の監査役兼業)	人事院規則(14-19)	国立大学教員等の監査役兼業について、給与の減額が行われることを前提として、勤務時間内の兼業によらなければ監査役兼業が行えない事情が認められ、公務の運営に支障が生じない等の場合においては、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を可能とする。	人事院
409	地方公務員の臨時的任用期間の延長	地方公務員法第22条第2項から第5項	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているが、特区において、その任用期間の延長について、必要な範囲内で措置する。	総務省

410	ロケット打上げ射場における衛星機能確認のための無線通信の免許手続の簡素化	電波法関係審査基準	ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	総務省
506	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件(平成2年8月法務省告示第246号)	研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ団体及び受入れ企業の特定、当該団体及び企業における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずる。	法務省
507	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ(3年→5年)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合に、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。	法務省
508	夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととし、現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	法務省

601	短期滞在査証の発給手続の簡素化	外務省設置法	島嶼を訪問する韓国等の近隣諸国からの観光客、修学旅行生等について、短期滞在査証の発給において必要とされる提出書類を削減する。	外務省
602	数次短期滞在査証の発給要件の特例	外務省設置法	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関する査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要せずに在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	外務省
706	保税蔵置場の許可に係る距離基準の特例	関税法基本通達43-1(2)	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、交通施設の整備の状況からみて国際物流の増進が図られると認められる場合においては、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。	財務省
707	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第7条第2項	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。	財務省
816	株式会社による学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省

817	不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省
818	不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法施行規則第57条、第57条の2	教育上適切な配慮がなされている場合には、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を可能とする。	文部科学省
819	上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例	平成15年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について(平成15年1月22日初教科第54号)	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。	文部科学省
820	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、幼稚園)	私立学校法第25条 私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文管庶第66号文部事務次官通達)	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省
821	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(大学、大学院、高等専門学校)	私立学校法第25条 学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年3月文部省告示第32号)	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省

910	株式会社の医療への参入	医療法第7条第5項	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。	厚生労働省
911	ボイラー、第一種圧力容器の性能検査についての検査周期の延長	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するデータ等の提供を受け、安全性が検証された場合に、認めることとする。 また、ボイラー等の1年を超える連続運転については、事業場ごとに認定されるが、一の小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保安全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合、コンビナートを構成する他の事業場と共同して申請することにより、全体として認定要件が満足されるのであれば、認定できることとする。	厚生労働省
912	児童福祉施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第21条第1項、第27条、第75条第1項、第80条第1項	乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)	他施設の統廃合などを要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を弾力的に行うことを認める。	厚生労働省

914	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について (平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)	共用化指針に基づき設置された施設において、保育所児と幼稚園児を合同で保育する保育室は、①幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること、②この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること、③保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることに該当する場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	厚生労働省
915	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外(木造建築の容認)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省

916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任	児童福祉法第32条第2項	保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要がある場合には、市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とする。	厚生労働省
917	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第49条、第61条、第69条、第73条	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省
918	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	児童福祉法第6条の2第4項 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第67条	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても実施を可能とする。	厚生労働省
919	知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用の可能化	知的障害者福祉法第21条の6	知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、①治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、②職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、③その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。	厚生労働省
1005	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲の拡大	農地法施行規則第1条の2	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業を追加する。	農林水産省

1006	農地の権利取得後の下限面積要件(原則、都府県50アール、北海道2ヘクタール)の特例の設定基準の弾力化	農地法施行規則第3条の4	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要であり、地域の農地利用に支障が生じないように設定される区域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	農林水産省
1121	場外車券売場の設置許可基準の特例	自転車競技法第4条 自転車競技法施行規則第12条、第13条 構造及び設置並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示(平成14年10月経済産業省告示第336号)	地方公共団体が、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。 ・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがないようにするための措置を講ずる。 ・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発売等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設備を有する。 ・場外車券売場の設置について、地元地域の十分な理解を得る。	経済産業省
1122	特区における特定事業に係る電力の特定供給の許可の審査手続の迅速化	電気事業法第17条第1項 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年3月21日付け平成12・03・16資第1号)	「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」の認定を受ける特区において、電力の特定供給の許可に関する標準処理期間が現在2週間と定められているが、審査期間を原則3日以内に短縮する。	経済産業省
1123	研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備に関する各種検査等の手続の不要化・簡素化	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条	出力が100キロワット以下の海洋温度差発電設備の発電実験であって、発生した電力が実験施設内の電氣的閉鎖区域の中で全量消費される場合、研究開発の推進母体に設置される専門家委員会等による設備の工事、自主検査を適切に実施するための体制・方策等を保安規程に明記することをもって、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。	経済産業省



1124	小型バイナリー発電設備の定期自主検査の時期の延長	電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について(平成12年6月27日付け12公電技19号)	小型で安全性が高いバイナリー発電設備(燃料を使用せず、安全な媒体(例えば、難燃性・毒性がない・機器腐食性がない・化学的に安定である、など)を使用し、最高使用温度及び最高使用圧力が低く、出力500キロワット未満のもの)については、設置者が、当該設備の使用実態(外観、運転状態、事故の有無等)を踏まえて、安全確保上、定期自主検査の時期を延長しても問題のない時期を技術的に証明し、それが国により確認された場合には、定期自主検査の時期を延長可能とする。	経済産業省
1125	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス施設の検査周期の延長	コンビナート等保安規則第34条第2項	検査周期の延長が可能であることを証明する腐食や損傷などのデータ及び具体的な検査周期等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス施設の検査周期を延長可能とする。	経済産業省
1126	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る事業所の境界線までの距離変更の可能化	コンビナート等保安規則第5条第1項第8号	高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば、爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離の変更を可能とする。	経済産業省

1127	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更の可能化	コンビナート等保安規則第5条第1項第10号	保安区画内にある高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離の変更を可能とする。	経済産業省
1128	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事に伴う手続の簡素化	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条、コンビナート等保安規則第14条	石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。	経済産業省
1129	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガスの特別充填許可・特別認定の一般制度化	一般高圧ガス保安規則第6条、容器保安規則第22条	従来特別認可や特別充填許可を必要とされていた技術基準や充填率であっても、それらが安全であることを立証する実証実験データ及び具体的な技術基準や充填率等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、当該技術基準及び充填率を用いることができるようにする。	経済産業省
1208	公有水面埋立地の用途変更等の制限期間の短縮(港湾内において10年→5年)	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	国土交通省

1209	違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大	屋外広告物法第7条第4項	のぼり旗等についても違反広告物の簡易除却の対象となるよう措置する。	国土交通省
1210	河川上空における個人占有による橋の設置の容認	河川法第24条、河川敷地の占有許可について(平成11年8月5日、建設省河政発第67号建設事務次官通知)	個人占有による橋の設置については、周辺地域の合意形成・管理形態の整理を図り、治水・利水及び河川環境へ著しく影響を及ぼさない場合に認めるよう通知する。	国土交通省
1211	駐車場利用料金の設定・変更手続の特例	道路整備特別措置法第8条第4項、第11条第2項、第3項、同法施行令第4条ほか	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとするよう通知する。	国土交通省
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化	補助金適正化法第22条	公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎の確保が必要であり、本来入居者の入居を阻害しない等の場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うことを都道府県に通知する。	国土交通省
1213	大学の建築基準の特例(天井の高さの下限3.0メートル→2.1メートル)	建築基準法施行令第21条第2項	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。	国土交通省

1305	再生利用認定制度の対象品目の基準の特例	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2、環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)、環境大臣が定める産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)</p>	<p>廃木材については、従来、保管状況によって多湿な環境では腐敗することで生活環境への影響が懸念されることとして、現行の再生利用認定制度の対象にしていなかったところであるが、適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の基準の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。</p>	環境省
------	---------------------	--	---	-----